

高知県商工団体連合会 NO.1023(54-16)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ kosyoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

土佐町、大豊町で

「インボイス実施中止」意見書

●9月13日、土佐町議会は全
員一致で来年10月実施予定の
インボイス制度の「実施中止」
を求める意見書を採択しまし
た。

今年5月に土佐町を含む嶺
北地域の共産党議員のインボ
イス学習会に入江県連事務局
長が呼ばれ、意見書採択の要
望をしていました。

南国民商は9月議会に向
け、土佐町、本山町、大川村
に「延期」の意見書採択を陳情
しました。

土佐町では、和田賢二議員
(共産党)の提案で、議員全員

者の同意も得て、「中止」の意
見書に差し替え。本会議で、
全員賛成で採択されました。
県内では6番目、「中止」の
意見書は初めてです。

●大豊町議会(定数10、欠員
1)では、消費税をなくす会
の前野由和議員(共産党)が呼
びかけ、9月16日に意見書が
採択されました。

大豊町では、近畿日本ツー
リストを通じて60軒近い農家
などが「教育民泊」を受け入れ
ています。ツーリストから最
近「インボイスの登録事業者
になってほしい」旨、通知が
あり、多くの農家が困ってい
ます。また、町内の農家は高
知県大豊町で唯一生産されて
いる、銀不老(ぎんぶろう)豆

を生産し、お菓子の原料とし
て高知市のホテルに納入して
います。「ホテルからインボ
イスを言ってくるのではない
か」と不安の声が出ていま
す。

民泊や銀不老豆に携わって
いる議員もおり、インボイス
制度が与える地域事業者、経
済への弊害が具体的になるこ
とで、思った以上に意見書採
択は順調にすすみました。自
民党議員が提案者となり、6
人の議員が賛同者に。1人の
反対がありました。7対1の
賛成で「延期・中止」の意見書
が採択されました。

6月議会、9月議会で県内
自治体の2割、7自治体での
採択となりました。

多くの事業者を悩ますインボイス

9月8日、近藤安芸民
商理事(婦人部長)と入江
県連事務局長が安芸観光
協会を訪問し、インボイス
制度について懇談しまし
た。

同観光協会は、安芸駅
ちばさん市場の指定管理
者です(安芸市から委託
を受けている)。



担当者は、「インボイス発行登録はします」「ちばさん市場へ
の出品者、農家の方の多くは消費税免税事業者です。免税の方
に一律に課税事業者になるようには言えません」「例えば、イン
ボイスが発行できる課税事業者分と発行できない分をレシート
に表示する等の方法も検討していますが、どうするのか悩まし
いところ。まだ結論は出ていません」。

「民商は中止を求めています。現在は、延期の運動に取り組
んでいて、安芸市議会も、延期の意見書を採択しています」と
紹介すると、「ぜひ、中止、延期をしてもらいたいです」「協会
としては署名はできないと思いますが、個人的には集めます」
と署名用紙を預かってくれました。

安芸駅ちばさん市場に出品している農業者や弁当屋などは約
300人、土産物品などの委託事業者は100社。年間売上は
5億円近くあります。(9/19会報あき)

全民商が9月に成果を

中村民商では、給付金の相
談にのついていた元会員(大工
が、「申告も民商で」と入会し
ました。

南国民商では共済会員1人
増え、加入率が96・5%に。

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

9/19 現在	大 拓					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安 芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	0	0	0	0	0	0
南 国	2	0	1	0	0	1
高 知	0	0	2	0	0	0
仁淀川	0	0	0	0	0	0
須 崎	0	0	0	0	0	0
中 村	1	1	0	0	0	0
計	3	1	3	0	0	1

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

無料法律相談会

10月4日(火) 午後1時～3時

- リモートでの相談もできます。
- 事前申し込みは各民商事務局にして下さい。
- 1組の相談時間は30分を予定しています。

いの町の生活再建・伴走型の

滞納整理の取組み④

5 休日納付(生活)相談の実施

本町では、債権管理課が主体となり、令
和2年度より年3回の休日納付(生活)相談
を実施しております。

平日来庁できない方、また租税等の滞納
に関わらず日常生活において困っているあ
らゆる問題に対し相談を受け付ける体制
をとっています。

これまでの実績としては、一回あたりの開
催で2名程度の相談に止まっているのが現状
です。

当課としては、ホームページ・広報・量販
店へのチラシ配布、各金融機関の窓口及びA
TM内へのチラシ設置を行い、広報活動を行
っておりますが、近隣の開催や職員との
顔見知り等が原因で躊躇されている方がお
られるのではないかと危惧しており、本年度
は課内で協議し新たな広報周知活動を講
じていく必要があるかと考えております。

その一つとして、当課が発付している納付
催告書に生活相談等のチラシを同封し、プ
ライバシーの保護が図られ安心して相談し
ていただくことができる旨の周知していくこ
とを現在考えています。

これまでの当課での納付相談を通じてい
えることは、税金の滞納者は他に何かの他
人には言えない悩みを抱えており、また、近
隣住民との交流もなく、人間不信に陥って
いるケース、あるいは現状の生活を変えよう
との意思が薄弱であるといったことが挙げら
れます。

また、ある滞納者が話していたこと
が、税金の滞納があるため何となく負い目
を感じてしまい、地元と関わるのが躊躇
されるといった声も聞かれます。

これらの現状をどのように変えていくか、
そのためには何が必要であるのかを今後分
析していく必要があるのではないかと考えら
れます。